# 【資料1】地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する県基準案の修正について



#### 1. 修正の趣旨

- ●促進区域の設定に関する県基準のうち、太陽光及びバイオマス発電施設の区域分けについては、「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針(以下「県指針」)」で定めるエリアの考え方を準用し、全県一律の基準として策定を進めてきたところだが、今般、市町から「**地域の実情に即して促進区域を設定できるようにしてほしい**」との意見が提出された。
- ●本意見を契機に、太陽光発電施設の設置に関し市町が定めている条例などを地域の実情として、基準の適用除外としてよいか国と協議したところ、**国基準は全国一律で適用とな** る(除外はできない)が、県基準であれば適用除外とすることは可能との回答を得たため、条例などを県基準の適用除外とする修正を行うこととした。
- ●この修正は、**県全域に関わるため、広く県民から意見を募ることが適当**と考え、2回目のパブリック・コメントを実施することとする。

### 2. 修正内容

修正前	修正後
第2章 区域分け	第2章 区域分け
3 適用除外	3 適用除外
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する 法律に基づき設備整備計画を作成済み若しくは作成予定の再生可能エネルギー事業に ついては、第2、3種農地に関する環境配慮事項の考慮は要しません。	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する 法律に基づき設備整備計画を作成済み若しくは作成予定の再生可能エネルギー事業に ついては、第2、3種農地に関する環境配慮事項の考慮は要しません。 また、市町の条例及び規則により再生可能エネルギー発電施設の設置に係る区域が定 められている場合、当該区域については「促進区域に含めることが適切でない区域」を適用 しません。(※)
	しません。(※) <ul><li>※ 県の基準が適用されない場合でも、国の基準は適用されます。</li></ul>

### 3. 修正に伴う今後のスケジュール(案)

R5.12-R6.1 1回目のパブリックコメントの結果公表 及び 2回目のパブリック・コメントの意見募集

R6.2 第5回気候変動部会(審議事項:環境審議会への報告書案)の開催

R6.3 栃木県環境審議会(報告・答申)の開催

## 参考:市町の条例・規則による再生可能エネルギー発電施設の設置に係る区域と県基準の取扱い



県内14市町が条例・規則により再生可能エネルギー発電施設の設置に係る禁止区域や許可制の区域等を定めており、**市町の条例・規則の再生可能エネルギー発電施設の設置に係る区域には県基準の「促進区域に含めることが適切でない区域」を適用しない**場合、県基準の「促進区域に含めることが適切でない区域」の取扱いは次表のとおりとなる。

県基準の「促進区域に含めることが適	取扱い(除外:条例・規則による再生可能エネルギー発電施設の設置に係る区域→適用しない、適:条例・規則による再生可能エネルギー発電施設の設置に係る区域でない→適用する)														
関係法令	区域の名称	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	真岡市	大田原市	那須塩原市	さくら市	益子町	市貝町	芳賀町	塩谷町	那須町
自然公園法	国立公園(特別地域等)	適	適	適	適	除外	適 ※1	適	適 ※2	除外	適	除外	適	除外	除外
自然公園条例	<b>県立公園(特別地域等)</b>	除外	除外	除外	除外	除外		除外		除外	除外	除外	適	除外	除外
自然環境保全法	自然環境保全地域	適	適	適	適	適		適		除外	適	除外	適	適	適
自然環境保全条例	自然環境保全地域·緑地環境保全地域	適	適	除外	除外	除外		除外		除外	適	除外	適	除外	除外
鳥獣保護法	<b>特別保護地区</b>	除外	除外	除外	除外	除外		除外		除外	除外	除外	適	除外	除外
種の保存法	管理地区	適	適	適	適	適		除外		除外	除外	除外	適	除外	適
森林法	保安林·保安施設地区	適	除外	適	適	適		除外		除外	除外	除外	適	除外	除外
農振法	農用地区域	適	適	適	適	適		適		適	適	除外	適	除外	除外
農地法	甲種農地、第1~3種農地	適	適	適	適	適		除外		適	除外	除外	除外	除外	除外
河川法	可川区域、河川予定地	除外	除外	除外	除外	除外		除外		除外	除外	除外	適	除外	除外
砂防法	沙防指定地	除外	除外	除外	除外	除外		除外		除外	除外	除外	除外	除外	除外
地すべり等防止法 地	地すべり防止区域	適	適	適	適	適		除外		除外	除外	除外	除外	除外	除外
急傾斜地崩壊防止法	急傾斜地崩壊危険区域	適	適	適	適	適		除外		除外	除外	除外	除外	除外	除外
土砂災害防止法	土砂災害(特別)警戒区域	除外	除外	除外	除外	除外		除外		除外	除外	除外	除外	除外	除外
都市計画法	虱致地区	除外	除外	適	除外	適		除外		除外	適	適	適	適	適
景観法	景観形成重点地区	適	適	適	適	適		適		除外	適	適	適	適	除外
とちぎふるさと街道景観条例	<b>封道景観形成地区</b>	適	適	適	適	適		適		適	適	適	適	適	適
都市緑地法	特別緑地保全地区·緑地保全地域	適	適	適	適	適		適		除外	適	適	適	適	適
文化財保護法	重要文化財等	除外	除外	除外	除外	除外		除外		除外	除外	除外	除外	除外	除外
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地	適	適	適	適	適		適		適	適	適	適	適	適
文化財保護条例	重要文化財等	除外	除外	除外	除外	除外		除外		除外	除外	除外	除外	除外	除外

<sup>※1</sup> 具体的な区域は定めていない。50kw以上の規模の再エネ事業は事業計画書を提出することとなっており、条例に定める条件に該当する立地の場合は、事業を行わないよう事業者に協力を求める。

<sup>※2</sup> 促進区域に設置する太陽光発電施設には条例の区域を適用していない。